

令和8年（フ）第69号

茨城県取手市白山2丁目13番24号
破産者 高岩 敏幸
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和8年（フ）第1083号

神奈川県茅ヶ崎市共恵1丁目12番8—1号
破産者 佐藤 公二
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第32号

新潟県長岡市青島町918番地3
破産者 関 健太郎
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和8年（フ）第90号

富山県氷見市大境467番地、前住所富山市八尾町黒田521番地 レジーナⅢ104号
破産者 川辺 常治
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和8年（フ）第67号

静岡県沼津市東原237番地の2 ワンズハウスW E S T 301、前住所静岡県沼津市大諏訪338番地の2
破産者 藤川 雅広
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和8年（フ）第160号

静岡県伊豆の国市長岡826番地の1 ビ・ソルトⅡ 101号
破産者 矢岸 明
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和8年（フ）第189号

静岡県沼津市西間門198番地の1、前住所東京都港区六本木3丁目3番10—201号
破産者 芹澤 唱栄
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年（フ）第273号

静岡県富士市浅間上町16番35号、前住所静岡県富士市浅間上町13番22号
破産者 甲田 雅彦
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和7年（フ）第274号

静岡県富士市浅間上町16番35号、前住所静岡県富士市浅間上町13番22号
破産者 甲田 美智子
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和8年（フ）第220号

静岡県浜松市中央区子安町326番地の1 県営子安団地2棟508号
破産者 佐野あけみ

1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年（フ）第63号

京都市西京区嵐山谷ヶ辻子町12番地の19
破産者 湯朝 寛起
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第331号

京都府木津川市城山台十丁目22番地4
破産者 玄田こと 荒木 紀恵
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第3829号

大阪市生野区桃谷2丁目21番8号、事業所所在地大阪市中央区本町橋6—21 シャンポール内本町406 橋本工業株式会社内
破産者 金子設計こと 金子 晃
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1755号

大阪市東成区大今里南3丁目10番19号
破産者 レグルスこと 杉本 敬二
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第19号

兵庫県宝塚市山本中2丁目1番21号 ハイツ翠苑203
破産者 佐藤 裕
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和8年（フ）第29号

兵庫県宝塚市山本中1丁目19番6号、前住所兵庫県西宮市生瀬東町7番13—303号
破産者 相武ホームサービスこと 相武 高典
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和8年（フ）第157号

兵庫県宝塚市鹿塩2丁目13番15—203号
破産者 野津 公平
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年（フ）第267号

兵庫県神戸市中央区海岸通4—1—7—1201、住民票上の住所兵庫県西宮市甲子園浦風町1番12号
破産者 前川 浩一
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和8年（フ）第227号

大阪府豊中市庄内西町3丁目13番14号、前住所大阪府豊中市庄内幸町4丁目17—8
破産者 徳岡 孝彦
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係